

老発第0615001号
平成18年6月15日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護支援専門員資質向上事業の実施について

介護支援専門員の実務研修等の研修実施については、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)等により行われているところであるが、今般、各研修の具体的な実施方法等について、別紙のとおり「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」を定めたので通知する。各都道府県においては、本通知の趣旨に鑑み、適切な事業実施が行われるよう配慮されたい。

本通知の施行に伴い、「介護支援専門員養成研修事業の実施について」(平成11年4月2日老発第316号厚生省老人保健福祉局長通知)、「介護支援専門員現任研修事業の実施について」(平成12年9月19日老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知)及び「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)については廃止する。

なお、本通知は、平成18年4月1日から適用することとし、従前のカリキュラムにより、平成17年度から2か年に亘って実施することとしている場合にあっては、なお従前の例によることができるものとする。

(別紙)

介護支援専門員資質向上事業実施要綱

1 目的

要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい、自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携をして要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要である。その中核的な役割を担う介護支援専門員について、その養成段階で行われる介護支援専門員実務研修や現任者を対象とした研修等を体系的に実施することにより、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念を徹底し、その専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（以下「都道府県等」という。）とする。

3 事業内容

本事業の事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員実務研修（別添1）
- (2) 介護支援専門員実務従事者基礎研修（別添2）
- (3) 介護支援専門員専門研修（別添3）
- (4) 介護支援専門員再研修（別添4）
- (5) 介護支援専門員更新研修（別添5）
- (6) 主任介護支援専門員研修（別添6）

4 事業実施上の留意点

- (1) 各研修の実施にあたっては、施行規則及び施行規則に基づく告示のほか、別添の研修実施要綱により行うものとする。
- (2) 一の研修日程の分割については、各都道府県の実情に即して適宜分割して行うも

のとする。

特に現任の介護支援専門員を対象としている研修については、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定にあたっては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別に開講したり、開講日（曜日）、時間等についても工夫をする等、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。

- (3) 各研修事業の実施主体である都道府県等は、介護支援専門員が行う業務を常に念頭におき、介護支援専門員がその業務を行う上で効果的な研修となるよう、その内容や実施方法等について留意しなければならない。
- (4) 各研修事業の実施主体である都道府県等は、各研修の実施にあたっては、他の研修の研修内容とも相互に連携を図り、受講者の業務の習熟度に応じて必要な知識を修得するために体系的な研修内容となるよう配慮しなければならない。
- (5) 本事業で行う研修のうち、次のア、イの各々の研修については、研修内容が同一であり、研修開催日程、研修場所、研修定員等の規模等の設定にあたっては、適切な研修が行われるよう配慮することを前提に、同一の日程等で行うことは差し支えない。

ア 別添1「介護支援専門員実務研修実施要綱」に基づく介護支援専門員実務研修、別添4「介護支援専門員再研修実施要綱」に基づく介護支援専門員再研修及び別添5「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(2)に基づく実務未経験者に対する介護支援専門員更新研修

イ 別添3「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく介護支援専門員専門研修及び別添5「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修

- (6) 都道府県知事又は指定研修実施機関の長は、研修修了者に対し、修了証明書を交付するとともに、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

5 研修の費用

本事業の実施に要する経費については、別に定めるところにより補助する。

ただし、本研修に使用する教材等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

6 研修実施機関の指定に係る留意事項

(1) 研修実施機関の指定に係る要件

都道府県知事は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び施行規則で定める要件の他、以下についても適切に行われるよう指導すること。

- ・ 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制の確保
- ・ 会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理
- ・ 研修修了者名簿等の継続的な管理

なお、研修実施機関の指定を行うに当たっては、研修の円滑な実施の観点から、保健、医療、福祉の主要な関係団体の意向を十分踏まえた上で調整を行うこと。

(2) 研修実施機関に係る要件

研修実施機関は、法及び施行規則に定める要件の他、以下についても適切に行うこと。

研修事業を継続的に毎年一回以上実施すること。

研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。

- ・ 開講目的
- ・ 研修事業の名称
- ・ 実施場所
- ・ 研修期間
- ・ 研修課程
- ・ 講師氏名
- ・ 研修修了の認定方法
- ・ 受講資格
- ・ 受講手続き
- ・ 受講料等

研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。

事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。

演習等において知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、研修受講者が十分に留意するよう指導すること。

(別添 1)

介護支援専門員実務研修実施要綱

1. 目的

介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2. 対象者

法第 69 条の 2 に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。

3. 実施方法及び研修課程

(1) 基本的な考え方

介護支援専門員は、法第 7 条第 5 項において、「要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第 69 条の 7 第 1 項の介護支援専門員証の交付を受けたもの」とされ、その養成課程である介護支援専門員実務研修は、施行規則第 113 条の 4 第 1 項において、「介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的とし」、同条第 2 項において、「居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容」とすると定められているところである。

したがって、介護支援専門員実務研修の内容は、利用者の自立支援を図るために、アセスメントの重要性を認識し、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、サービスの利用、モニタリングの実施等のいわゆる「ケアマネジメント」の過程に沿った各段階で必要な視点や手法を修得できるものでなければならない。

(2) 研修課程等

介護支援専門員実務研修で行うべき課程については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 218 号)の一により、規定されているところであるが、ケアマネジメントの過程に沿った具体的な研修の実施の考え方、各課程ごとの目的、内容等については以下のとおりであり、合計 44 時間以上とする。

| 課 程 | 内 容 | 時間数 |
|--|---|--------------------|
| 【前期第1日目】 | | |
| 開講 | - | |
| 介護保険制度の理念と介護支援専門員 | 介護保険制度の基本理念を理解し、利用者の自立支援を図るために必要な介護支援専門員の機能や役割を認識させる。居宅サービス計画等の作成、保険給付、給付管理等の関係性についての基本的な理解を図るための講義を行う。 | 講義 2 時間 |
| 介護支援サービス(ケアマネジメント)の基本 | 介護支援サービスの意義と目的、介護支援サービスにおけるチームケア、プロセスについての講義を行う。居宅介護支援と施設サービス計画の双方についてケアマネジメントの対象であることを踏まえて、利用者の権利擁護の視点に立った介護支援専門員の倫理と基本姿勢、身体拘束廃止の意義等についての講義を行う。 | 講義 2 時間 |
| 要介護認定等の基礎 | 要介護認定等に係る認定調査や要介護認定等基準の基本的な視点と概要を理解し、利用者の状態がどのように要介護度等に反映されるかについての講義を行う。主治医意見書の記載内容を理解する。また、要介護認定等に係る認定調査とアセスメントの関連等についての講義を行う。 | 講義 2 時間 |
| 【前期第2日目】 介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術 ・受付及び相談と契約 | 介護サービスの利用を希望して介護支援専門員に相談する利用者だけでなく、介護支援サービス、各種介護サービスを必要とする利用者の発見とそれらの者を介護支援サービスに結びつけることが必要であることへの理解を図るための講義を行う。また、契約は重要事項の説明を経た法律行為であり、利用者が主体者であることを保障するために苦情申し立てや権利擁護が制度化され、利用者が主体者であることを認識し、利用者の自立を支援する視点の必要性についての講義を行う。 | 講義 1 時間 |
| ・アセスメント、ニーズの把握の方法 | アセスメントにより解決すべき生活全般の課題が明らかになることを理解し、的確な情報の把握と分析の必要性についての講義を行う。情報の収集に当たり、利用者の希望や要望の背景を把握し、理解することの必要性及び利用者の生活の現況から生活機能（WHO国際生活機能分類による）とその背景を把握し、理解する視点の必要性を認識する。また、収集された情報からアセスメントにより解決すべき課題を明らかにしていく方法と技術について演習をとおして理解する。双方向のコミュニケーションが重要であり、アセスメントは介護支援専門員と利用者の協働作業であることに留意する。 | 講義 2 時間 演習 4 時間 |
| 【前期第3日目】 | | |
| ・居宅サービス計画等の作成 | アセスメントから明らかになった生活の目標と課題について、自立支援の理念を具現化し、利用者の生活の目標を実現するための居宅サービス計画等の原案作成の演習等をとおして理解をすすめる。生活の目標を実現するためのサービス資源の活用方法、予測される生活の状況、課題解決の視点と方法、具体化するための技術等についての講義及び演習を行う。また、サービスの実施状 | 講義 2 時間 演習 4 時間 |

| | | |
|-------------------------------|--|--------------------|
| | 況の確認方法等についての知識を得る。利用者ならびにサービス事業者に交付することに留意し、利用者が理解できる表現を心がけると同時にケアプランに組み込んだ個別サービス計画であることを理解する。作成した計画は原案であり、確定するにはサービス担当者会議を経る必要があることを強調する。 | |
| ・実習初エージョン | | 講義 1 時間 |
| 介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習 | これまでの講義や演習をもとに、実習の目的とねらいについて理解した上で、各自一事例を選定して認定調査、社会資源調査、アセスメント及び居宅サービス計画等作成の実習を行う。 | |
| 【後期第 1 日目】 | | |
| ・アセスメント、居宅サービス計画等作成演習 | 実習をとおして各自が行った事例のアセスメントと作成した居宅サービス計画等をもとに、主訴の把握、生活機能とその背景の把握、利用者の状況等の事例検討等を行うことにより、アセスメント等の理解を深め、生活の目標に向けたサービス及び社会資源の活用と調整を理解するための演習を行う。また、各自が実習を振り返り、介護支援専門員の機能と役割を実践する上で必要な知識と技能について、今後の学習課題の理解をすすめる。なお、当該演習には、演習を実施する際の意義や、まとめに係る講義も含むものとする。 | 演習 6 時間 |
| ・モニタリングの方法 | アセスメントにより明らかになった解決すべき課題について事後的・客観的評価を行うことにより、総合的な援助の方針及び目標設定の整合性を確認し、居宅サービス計画等の再作成を行う方法と技術についての講義を行う。経過記録とモニタリングの違いを理解し、記録のポイントについて、事例を踏まえて講義する。 | 講義 2 時間 |
| 【後期第 2 日目】 | | |
| 地域包括支援センターの概要 | 地域包括支援センターの役割と介護支援専門員が受ける日常的な支援内容、センターへの情報提供や連携の必要性等について講義を行う。 | 講義 2 時間 |
| 介護予防支援(ケアマネジメント) | 予防給付においては、利用者の生活状況を適切に把握し、それに基づき生活機能の改善可能性の評価を行い、利用者が意欲を持って必要な支援を活用しながら自立した生活を送れるようなケアマネジメントを行うことが求められている。このようなケアマネジメントを行うための基本的な考え方、プロセスについて理解する。また、各種予防給付のサービス内容等を理解するとともに、実際にケアマネジメントを行うための手法について講義を行い、介護予防サービス計画の原案作成の演習等をおして理解をすすめる。 | 講義 3 時間 演習 4 時間 |
| 【後期第 3 日目】 | | |
| 介護支援サービス(ケアマネジメント)の展開技術 | 利用者の権利擁護の視点に立ち、自立支援を図る上で必要なアセスメントを行うための相談面接技術の修得についての講義を行 | 講義 3 時間 |

| | | |
|-------------|--|---------|
| ・相談面接技術の理解 | う。なお、必要に応じて演習を実施してもよい。 | |
| ・チームアプローチ演習 | ロールプレイ等の演習をとおして、それぞれのサービス提供者等専門職チームによる相互理解を図ることの重要性やアセスメントにより明らかにされた内容を共有し、アセスメントの客観性を担保することの重要性について理解するための演習を行う。 また、利用者の自己決定と自立支援に不可欠な適正な利用者の同意の取得のプロセスと手法等をロールプレイ等の演習をとおして理解する。 | 演習 3 時間 |
| 意見交換、講評 | 実習後のアセスメント及び居宅サービス計画等作成演習において、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて今後の学習課題を理解するための講評を行う。 | 1 時間 |
| 閉講 | | |

4. 研修実施上の留意点

(1) 研修実施方法

ア. 研修の全体構成

「介護保険制度の理念と介護支援専門員」、「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基本」、「要介護認定等の基礎」及び「地域包括支援センターの概要」については多人数による大規模研修で差し支えないこととし、「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術」、「介護支援サービス（ケアマネジメント）の展開技術」、「介護予防支援（ケアマネジメント）」、「意見交換」及び「講評」については小規模研修によることとする。

特に、「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術」及び「介護支援サービス（ケアマネジメント）の展開技術」については、一班八人以下の班編成により実施する。

なお、班編成を行う際には、保健、医療、福祉の各職種の均衡に配慮すること。

また、一回（講師三人が一つのチームとして当該研修を担当することを想定）の研修においては一二班程度以下を適正規模とする。

イ. 実習における安全の確保等

認定調査の試行、社会資源調査、アセスメント及び居宅サービス計画等作成の試行等の「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習」においては、事前に実習に係る対象者等の同意を得るとともに、特に対象者の安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう受講者に周知徹底するものとする。

(2) 講師

ア. 「介護保険制度の理念と介護支援専門員」、「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基本」、「要介護認定等の基礎」及び「地域包括支援センターの概要」の講師については、介護保険制度における介護支援専門員の役割について相当の知見を有する者又は都道府県職員を充てることとする。

イ. 「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術」及び「介護支援サービス（ケアマネジメント）の展開技術」の講師については、原則として「介護支援専門員養成研修事業の実施について」（平成十一年四月二日老発第三一六号厚生省老人

保健福祉局長通知。以下「旧養成研修事業通知」という。)の別添4「介護支援専門員指導者研修事業実施要綱」に基づく研修を平成15年度以降に修了した者(以下「介護支援専門員指導者」という。)を充てることとする。

また、受講者数その他の状況により、介護支援専門員指導者が必要数を確保できない場合には、当分の間、これと同等の知識を有すると認められる者を以下～の中から各都道府県において選定することができる。

平成十四年度以前に旧養成研修事業通知の別添4「介護支援専門員指導者研修事業実施要綱」に基づく研修を修了した者

別添5「主任介護支援専門員研修実施要綱」に基づく主任介護支援専門員研修を修了した者

「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成十四年四月二十四日老発第〇四二四〇〇三号厚生労働省老健局長通知)の別添3「ケアマネジメントリーダー養成研修事業実施要綱」に基づく研修を修了した者
学識経験者その他都道府県が適切と認める者

ウ。「介護予防支援」については、介護予防支援に関する研修を修了するなど介護予防支援について相当の知見を有する者を充てることとする。

(3) その他留意点

ア。「介護保険制度の理念と介護支援専門員」及び「介護支援サービス(ケアマネジメント)の基本」においては、介護支援専門員の基本姿勢として自立支援、利用者本位、人権の尊重についての理解を深めることについても配慮すること。

イ．実務研修修了者とは、実務研修の全課程を受講した受講者とする。

なお、受講者がやむを得ない事情により、実務研修の一部を受講できなかった場合には、別途実施する実務研修の際に当該未受講の課程を受講することとして差し支えない。

ウ．実務研修の研修受講地については、当該試験受験地の都道府県であるが、当該試験合格後の勤務地等の異動に伴い、必ずしも試験受験地と研修受講地を同一とする考え方では合理的でない場合が想定される。このような場合には、当該受講者から試験受験地の都道府県宛て「研修受講地変更願」を提出させ、やむを得ないと認められるときは、希望する研修受講地の都道府県と連携の上、受講者の便宜を図るものとする。

なお、この取扱いは一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。

(別添2)

介護支援専門員実務従事者基礎研修実施要綱

1. 目的

介護支援専門員として一定の実務を経験した後に、実務従事者として必要な技術・技能の研鑽を図ることで、介護支援専門員の実務能力の向上を図ることを目的とする。

2. 対象者

現に介護支援専門員としての実務に携わっている者で実務就業後1年未満の者とする。

3. 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

介護支援専門員は、介護支援専門員実務研修修了後に介護支援専門員業務に従事することとなるが、ケアマネジメントという業務内容を勘案し、ケアマネジメントプロセスやケアプラン作成等の技術取得等について、就業後一定の期間内に本研修を受講することにより、効果的にその技能の定着を図ることとする。なお、本研修は、実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置づけられるものであり、現に介護支援専門員としての実務に携わっている者で実務就業後1年未満の者全員が受講すること。

(2) 研修内容

介護支援専門員実務従事者基礎研修について、具体的な研修の実施の考え方、各課程ごとの目的、内容等については以下のとおりであり、33時間を目安として実施するものとする。

| 研修課目 | 目的 | 内容 | 時間数 |
|--------------------------|--|--|-------|
| ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理 | 机上の実務研修内容を就業後の実践に照らして確認することにより重要な倫理を会得させる。 | ・ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員が基礎的に備えるべき、利用者主体、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者ニーズの代弁等の倫理がどのように実践されているかを踏まえて徹底して講義。 | 講義3時間 |
| ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方 | ケアマネジメントの各プロセスの担う役割、目的を再認識するとともに重要性を理解させる。また、各自の実践を省みることにより問題点・課題を認識させる。 | ・アセスメント、プランニング、ケアカンファレンス・サービス調整、モニタリングの持つ意味と重要性について実際の事例を使って講義。 | 講義7時間 |

| | | | |
|--------------------------------|--|--|---------------|
| ケアマネジメント 点検演習 | 自らのアセスメント の手法や策定したケ アプランについて点 検し、問題点・課題 を明確にして改善方 策を見いだす。 | ・これまでの講義を踏まえ、小グループ 制により、各自が担当している事例をも ちより、アセスメント、ケアプラン、介 護支援経過を報告させ、どのようなプロ セスを経て計画に位置付けたサービスが 必要と考えたかを発表、ディスカッショ ンする演習。 | 演習 1 4 時 間 |
| ケアマネジメント 演習講評 | 演習の結果を踏まえ 今後の改善点を考察 させる。 | ・演習の結果、明らかになったケアマネ ジメントのプロセスの各項目ごとの問題 点と改善方策を解説する講義。 | 講義 6 時間 |
| 研修を振り返って の意見交換、ネッ トワーク作り | ケアマネジメントの 原則に則った実践を 行うための決意を醸 成する。 | ・就業以降の苦勞や反省、ケアマネジメ ントのあり方などについて小グループ制 により意見交換を行う。困ったり悩んだ りした際の相談・助言や情報交換を行う ことができる仲間作りを促進させる。 | 演習 3 時間 |

4．実施上の留意点等

当該研修の研修受講地については、原則として当該年度現在の勤務地の都道府県とする。ただし、やむを得ない事情が認められるときは、受講者が希望する研修受講地の都道府県と連携の上、その便宜を図るものとする。

なお、この取扱いは一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。

(別添3)

介護支援専門員専門研修実施要綱

1. 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

2. 対象者

ア 専門研修課程

専門研修課程 の研修対象者は、原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者とする。

イ 専門研修課程

専門研修課程 の研修対象者は、原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後3年以上の者とする。

3. 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

個々の介護支援専門員の経験・知識等を考慮し、研修課程を専門研修課程 及び専門研修課程 に区分し、それぞれ介護支援専門員の習熟度に応じて実施すること。

また、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、実際のサービスや施策の状況、介護支援専門員の状況を踏まえた研修内容とすること。

なお、本研修は、実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置づけられるものであり、それぞれ対象となる現任の介護支援専門員の全員が受講することが望ましい。また、専門研修課程 は、1回の受講で修了するものではなく、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい。

(2) 研修内容

ア 専門研修課程

専門研修課程 について、具体的な研修の実施の考え方、各課程ごとの目的、内容等については以下のとおりであり、合計33時間以上とする。

なお、 から の課目を必修課目とし、 から の課目のうち少なくとも3課目を研修受講者が選択するものとする。

| 研修課目 | 目的 | 内容 | 時間数 |
|---------|-------------------|------------------------------------|-------|
| 介護保険制度論 | 介護保険制度に対する理解・認識を深 | 介護保険全般にわたるトピックな話題、介護支援専門員として十分に理解し | 講義2時間 |

| | める。 | ておくべき事項等についての講義。 | |
|--|--|---|--------------------|
| 対人個別援助技術 (ソーシャルケースワーク) | 対人援助における面接・コミュニケーション技法のレベルアップを図る。 | 対人援助における面接・コミュニケーション技法を事例を活用したり、実際にロールプレイ等を活用して学ぶ。また、自らの事例を省みるなどし、問題、課題点を導き出し、技術のレベルアップを図る。 | 講義 2 時間 演習 7 時間 |
| ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理 | 実務研修内容を就業後の実践に照らし確認することにより重要な倫理を会得させる。 | ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員が基礎的に備えるべき、利用者主体、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者ニーズの代弁等の倫理を徹底して講義。 | 講義 1 時間 |
| ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方 | ケアマネジメントの各プロセスの担う役割、目的を再認識するとともに重要性を理解させる。また、各自の実践を省みることにより問題点・課題を認識させ改善方策を導き出す。 | アセスメント、プランニング、ケアカンファレンス・サービス調整、モニタリングの持つ意味と重要性について実際の事例を使って講義。 | 講義 3 時間 |
| 保健医療福祉の基礎理解() 「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」 | 要介護高齢者の疾病の特徴とその対処法(治療・介護)、医療関係者との連携方法を知る。 | 高齢者に多い疾病の特徴(主訴、症状、病態、治療、予後等)とその対処法(介護上の注意、薬剤の特徴)、感染予防の基礎知識について講義。主治医との効果的な連携手法について事例等を活用して講義。 | 講義 4 時間 |
| 保健医療福祉の基礎理解() 「社会資源活用」 | 要介護高齢者が活用しうる社会資源や、関係機関等との連携方策を知る。 | 生活保護制度、身体障害者施策、老人福祉施策、生活福祉資金などの概要について講義するとともに、関連する機関・ボランティア等との連携・協力・ネットワークの構築方法、インフォーマルな社会資源の活用と働きかけ、高齢者向け商品・サービスに関する状況、消費者セン | 講義 3 時間 |

| | | | |
|--|--|--|----------------|
| | | ターなどの活動と連携について講義。 | |
| <p>保健医療福祉の基礎理解()</p> <p>「人格の尊重及び権利擁護」</p> | <p>権利擁護を担う介護支援専門員の基本姿勢を確認するとともに、高齢者の権利擁護策について認識を高める。</p> | <p>高齢者虐待問題の状況、介護支援専門員が業務の中で日常的に権利擁護者として果たす役割、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業等）のあらましとその活用及び高齢者虐待防止法の内容、自治体との連携等を具体的な事例を使用して講義。</p> | <p>講義 2 時間</p> |
| <p>保健医療福祉の基礎理解()</p> <p>「リハビリテーション」</p> | <p>リハビリテーションに関する知識の増進、介護支援サービスにおけるリハビリテーションの視点の重要性を知る。</p> | <p>リハビリテーションの可能性・見通しに関するアセスメント（リハビリテーション・アセスメント）の必要性と意義、各サービスを活用する際のリハビリテーションの視点の重要性、リハビリテーション計画、リハビリテーション専門機関・専門職との連携方法等について講義。</p> | <p>講義 3 時間</p> |
| <p>保健医療福祉の基礎理解()</p> <p>「認知症高齢者・精神疾患」</p> | <p>認知症高齢者や精神疾患を持つ人への対処法を知る。</p> | <p>認知症高齢者・精神疾患に関する、医学的、心理的基礎知識とその支援法について講義。また、認知症高齢者におけるアセスメントとケアプラン作成の際の基本的な考え方、各種サービスの活用法、連携する際の留意点、家族等への支援方法について講義。</p> | <p>講義 3 時間</p> |
| <p>サービスの活用と連携()</p> <p>「訪問介護・訪問入浴介護」</p> | <p>サービス内容を再認識させるとともに、自立支援に即した適正なサービスの活用方法と連携の方法を学ぶ。</p> | <p>自立支援を目的とする予防給付及び介護給付サービスにおける内容を再認識させるとともに、特色実態等を解説。活用の際の目標設定の仕方、サービス事業者との具体的な情報交換（提供しなければならない情報と提供を求める情報）・連携の方法と留意点、居宅サービス計画と訪問介護計画の関連付け、各サービスの活用事例、モニタリングの方法等について講義。</p> | <p>講義 3 時間</p> |
| <p>サービスの活用と連携()</p> | | <p>自立支援を目的とする予防給付及び介護給付サービスにおける内容を再認識さ</p> | <p>講義 3 時間</p> |

| | | | |
|---|----------|---|----------------|
| <p>「訪問看護・訪問リハビリテーション」</p> | <p>”</p> | <p>せるとともに、特色実態等を解説。活用の際の目標設定の仕方、サービス事業者との具体的な情報交換（提供しなければならない情報と提供を求める情報）・連携の方法と留意点、居宅サービス計画と訪問看護計画、訪問リハビリテーション計画の関連付け、各サービスの活用事例、モニタリングの方法等について講義。必要に応じて複数の講師を活用する。</p> | |
| <p>サービスの活用と連携（ ） 「居宅療養管理指導」</p> | <p>”</p> | <p>居宅療養管理指導の内容を再認識させるとともに、主治医に伝えるべき情報、主治医から得なくてはならない情報について解説。居宅療養管理指導の活用事例、医療関係職の活用と連携の方法について講義。</p> | <p>講義 3 時間</p> |
| <p>サービスの活用と連携（ ） 「通所介護・通所リハビリテーション」</p> | <p>”</p> | <p>自立支援を目的とする予防給付及び介護給付サービスにおける内容を再認識させるとともに、特色実態等を解説。活用の際の目標設定の仕方、サービス事業者との具体的な情報交換（提供しなければならない情報と提供を求める情報）・連携の方法と留意点、居宅サービス計画と通所介護計画、通所リハビリテーション計画の関連付け、サービスの活用事例、モニタリングの方法等について講義。必要に応じて複数の講師を活用する。</p> | <p>講義 3 時間</p> |
| <p>サービスの活用と連携（ ） 「短期入所・介護保険施設」</p> | <p>”</p> | <p>短期入所サービスの活用方法、活用の際の目標設定の仕方、利用前・後の情報交換（提供しなければならない情報と提供を求める情報）・連携の方法と留意点、居宅サービス計画への位置付け方、居宅サービス計画と短期入所生活介護・療養介護計画との関連付け、介護予防における考え方、各サービスの活用事例について講義。介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）を利用者に紹介する際の留意点や</p> | <p>講義 3 時間</p> |

| | | | |
|--|---|---|---------|
| | | 退所・退院計画を作成する際の留意点、施設担当者との連携方法等について講義。 | |
| サービスの活用と連携() 「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」 | 〃 | 介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護における施設選定の留意点、施設担当者との連携方法について講義。また、これらの各サービス計画を作成するにあたっての留意点について講義。 | 講義 3 時間 |
| サービスの活用と連携() 「福祉用具・住宅改修」 | 〃 | 福祉用具・住宅改修関係の知識の向上とその導入・活用の方法、活用のための基本的な視点、福祉用具専門相談、供給事業者等との連携方法、モニタリングの方法について講義。 | 講義 3 時間 |

イ 専門研修課程

専門研修課程 について、具体的な研修の実施の考え方、各課程ごとの目的、内容等については以下のとおりであり、合計 20 時間以上とする。

なお、 から の課目を必修課目とし、 及び の課目、又は 及び の課目の組み合わせから、いずれかを研修受講者が選択するものとする。

| 研修課目 | 目的 | 内 容 | 時間数 |
|-------------|----------------------------|---|---------|
| 介護支援専門員特別講義 | ケアマネジメントに対する理解・認識を深める。 | (例)「ケアマネジメント実践報告会」「介護支援業務自己評価手法を学ぶ」「苦情と事業者指導の方法」「障害者ケアマネジメント」「高齢消費者被害の最近の事例」等ケアマネジメントと介護支援専門員をめぐるトピックな課題等を学ぶ。 | 講義 2 時間 |
| サービス担当者会議演習 | サービス担当者会議の運営方法、職種間の連携方法に習熟 | 複数の職種の参加を得て、模擬サービス担当者会議を行い、自己・相互評価を通して効果的な会議運営方法とチームケ | 演習 3 時間 |

| | する。 | アの方法を学ぶ。 | |
|--------------|--|--|---------|
| 介護支援専門員の課題 | 介護サービスとケアマネジメントの課題を踏まえ、介護支援専門員の基本姿勢を再確認する。 | 介護保険制度や介護サービスを巡る諸課題及び介護支援専門員の基本姿勢・役割等について講義。あわせて、介護保険制度の理念に沿って、居宅サービス計画、施設サービス計画を作成し、サービスを提供するという目的に立ち返り、経験の振り返りを促進する。また、専門研修で学んだ利用者主体等の介護支援専門員の倫理についても再確認を行う。 | 講義 3 時間 |
| 「居宅介護支援」事例研究 | 自立支援、利用者本位の観点に基づく居宅サービス計画作成の視点・方法を学ぶ。 | 自立支援、利用者本位の観点から作成された居宅サービス計画の事例を取り上げ、それらがどのようなプロセスを経て作成されたのか、具体的なアセスメントの手法、サービスの活用方法、関係機関との連携手法、各個別サービス計画との関係等を学ぶ。 | 講義 6 時間 |
| 「居宅介護支援」演習 | 支援困難事例を含む多様なケースを課題分析し居宅サービス計画の作成に習熟する。モニタリング、再アセスメント、居宅サービス計画変更の過程を学ぶ。サービス担当者会議におけるサービス事業者などとの連携方法を学ぶ。 | 作成した居宅サービス計画を持ち寄り、相互に意見交換をしながら課題分析の方法、居宅サービス計画の作成のポイント、モニタリング、再アセスメント、居宅サービス計画変更のポイントを学ぶ。サービス担当者会議におけるサービス事業者などとの連携方法や適切な記録の手法等を学ぶ。 居宅サービス計画と個別サービス計画の関連について事例を通して、相互関係のポイントについて学ぶ。 | 演習 6 時間 |
| 「施設介護支援」事例研究 | 自立支援、利用者本位の観点に基づく施設サービス計画作成の視点・方法を学ぶ。 | 施設サービス計画のポイント、施設介護における日常的な介護と計画との関連等全体の流れを理解する。 自立支援、利用者本位の観点から作成された施設サービス計画の事例を取り上げ、それらがどのようなプロセスを経て作成されたのか、具体的なアセスメント | 講義 6 時間 |

| | | | |
|----------------|---|--|---------|
| | | の手法、各職種間、サービス提供者との連携手法、チームアプローチによる計画の組み方を学ぶ。 | |
| 「施設介護支援」 演習 | <p>生活の質の向上及び継続性、在宅復帰の可能性等の施設特有の課題分析と施設サービス計画の作成に習熟する。</p> <p>モニタリング、再アセスメント、施設サービス計画変更の過程を学ぶ。施設における職種間の連携方法、施設外の資源の活用と連携方法を学ぶ。</p> <p>グループ事例検討の方法を学ぶ。</p> | <p>作成した施設サービス計画を持ち寄り、相互に意見交換をしながら施設サービス計画作成のポイントを学ぶ。</p> <p>特に施設入所直後の利用者の不安等を軽減する為のアプローチ、アドボカシー機能、切れ目ないチームアプローチによる安定したケア、身体拘束廃止、在宅復帰、地域との連携等について留意する。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設にグループ分けして行ってもよい。</p> | 演習 6 時間 |

4 . 実施上の留意点等

- (1) 「介護支援専門員現任研修事業の実施について」(平成12年9月19日老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知)に基づく基礎研修課程 又は基礎研修課程を修了している者は、専門研修課程 を修了したものとみなすことができる。
- (2) 「介護支援専門員現任研修事業の実施について」(平成12年9月19日老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知)に基づく専門研修課程を修了している者は、専門研修課程 のうち、「 サービス担当者会議演習」及び「 介護支援専門員の課題(倫理を含む)」の受講を免除することができる。ただし、一度専門研修課程 又は別添5の介護支援専門員更新研修実施要綱に基づく実務経験者に対する更新研修を受講した者が再び専門研修課程 を受講するときはこの限りでない。
- (3) 当該研修の研修受講地については、原則として当該年度現在の勤務地の都道府県とする。ただし、やむを得ない事情が認められるときは、受講者が希望する研修受講地の都道府県と連携の上、その便宜を図るものとする。
- なお、この取扱いは一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。

(別添4)

介護支援専門員再研修実施要綱

1. 目的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再修得を図ることを目的とする。

2. 対象者

介護支援専門員として都道府県の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者とする。

また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象者として行うことができる。

3. 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

一定期間介護支援専門員の実務に就いていない者については、実務から離れて相当の時間が経過していることから、直近の介護保険制度等について理解するとともに、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、サービスの利用、モニタリングの実施等のいわゆるケアマネジメントについて再度必要な視点や手法を修得することとする。

(2) 研修課程等

介護支援専門員再研修で行うべき課程については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)の一により、規定されているところであるが、具体的な研修の実施の考え方、各課目ごとの目的、内容等については別添1「介護支援専門員実務研修実施要綱」の3の(2)「研修課程等」と同様であり、合計44時間以上とする。

4. 実施上の留意点等

本研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。ただし、やむを得ない事情が認められるときは、受講者が希望する研修受講地の都道府県と連携の上、その便宜を図るものとする。

なお、この取扱いは一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。

(別添5)

介護支援専門員更新研修実施要綱

1. 目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2. 対象者

研修対象者は、次のいずれかに該当するものであって、介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者とする。

介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者(以下「実務未経験者」という。)

介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者(以下「実務経験者」という。)

3. 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

介護支援専門員として実務経験がない者と実務に従事している者又はその経験を有する者がそれぞれ有する経験・知識等の差異を考慮し、研修課程を実務未経験者に対する研修と実務経験者に対する研修に区分して実施すること。

(2) 実務未経験者に対する更新研修内容

実務未経験者に対する更新研修で行うべき課程については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)の二により、規定されているところであるが、具体的な研修の実施の考え方、各課目ごとの目的、内容等については別添1「介護支援専門員実務研修実施要綱」の3の(2)「研修課程等」と同様であり、合計44時間以上とする。

(3) 実務経験者に対する更新研修内容

実務経験者に対する更新研修で行うべき課程については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)の三により、規定されているところであるが、具体的な研修の実施の考え方、各課目ごとの目的、内容等については別添3「介護支援専門員専門研修実施要綱」の3の(2)「研修内容」と同様である。

なお、実務経験者として初めて介護支援専門員証の更新をしようとする者に対する更新研修は、専門研修課程及び専門研修課程と同内容であり、合計53時間とする。また、実務経験者として介護支援専門員証の更新をしようとする者が2回目以降の者に対する更新研修は、専門研修課程と同内容であり、合計20時間以上とする。

4. 実施上の留意点等

(1) 介護支援専門員証の有効期間中に、別添3「介護支援専門員専門研修実施要綱」に

基づく研修を修了している者については、法第69条の8第2項の規定に基づき、実務経験者に対する更新研修のうち、専門研修課程で履修した課目と同内容の課目を免除することができる。

- (2) 当該研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。ただし、登録を行っている都道府県と当該年度現在の勤務地の都道府県が異なっているときは、当該年度現在の勤務地の都道府県と、また、やむを得ない事情が認められるときは、受講者が希望する研修受講地の都道府県と連携の上、その便宜を図るものとする。

なお、この取扱いは一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。

(別添6)

主任介護支援専門員研修実施要綱

1. 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的とする。

2. 対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。

具体的には、以下の から のいずれかに該当し、かつ、(別添3)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程 及び専門研修課程 又は(別添5)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)

「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)

施行規則第140条の52第2号の八に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者

また、受講対象者の選定にあたっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。

3. 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

主任介護支援専門員は他の介護支援専門員に適切な指導・助言を行うことができ、また、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整や、さらに事業所における人事・経営管理、利用者の視点にたつてフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改善していくような提案などを行うことができる者を養成するための研修であることから、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、本研修の修了者が実際の業務を行うにあたって効果的な研修内容とすること。

(2) 研修内容

主任介護支援専門員研修で行うべき課程については、「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第265号)により、規定されているところであるが、その具体的な研修の実施の考え方、各課程ごとの目的、内容等については以下のとおりであり、合計64時間以上と

する。

| 研修課目 | 目的 | 内容 | 時間数 |
|---------------------------------------|--|---|---------|
| 主任介護支援専門員の役割と視点 (地域包括支援センターの運営を含む) | 主任介護支援専門員が業務を行う上で必要な心構え、知識、技能の修得を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員の役割 ・居宅介護支援事業所における主任介護支援専門員の役割 ・包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築について ・個々の介護支援専門員に対する個別支援方策 ・地域のケアマネジメント力の向上支援方策、地域包括支援センターと各種関係機関とのネットワークの構築手法 (サービス事業者同士のネットワークの構築含む) ・地域における総合的なケアマネジメントの実施、調整手法 ・地域の介護支援専門員の実態把握の手法 ・勉強会、技術向上を目指した「場づくり」の支援方策 | 講義 5 時間 |
| ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理 | 机上の実務研修内容を就業後の実践に照らして確認することにより重要な倫理を会得させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員が基礎的に備えるべき、利用者主体、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者ニーズの代弁等の倫理を徹底して講義。 | 講義 3 時間 |
| ターミナルケア | 高齢化の急速な進展、急性疾患による死亡の減少の中で、現在大きく浮上している高齢者の「ターミナルケア」に関して現状・課題等について認識するとともに介護支援専門員の係わり方について学ぶ。あわせて要介護高齢者に多い疾病についても学ぶ。 | <p>後期高齢者の増加により、長期にわたる介護の延長線上にターミナルケアが増加していることを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケアの基本理解 ・施設におけるターミナルケアの課題、居宅におけるターミナルケアの課題、必要な視点 ・利用者、家族等に対する介護支援専門員の適正な支援方法 ・要介護高齢者に多い疾病の病態理解を学ぶ。 | 講義 3 時間 |

| | | | |
|-------------------------------|--|--|----------------------------|
| <p>人事・経営管理</p> | <p>事業所の適正な運営を図るための「経営管理」「人事管理」に関する基礎知識を会得させる。</p> | <p>事業所を取り巻く環境は絶えず変化しており良質なサービスを提供する為には事業所の安定した経営が求められることから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理の基礎理論 ・経営戦略・マーケティングの手法 ・財務管理・経営計画の作り方 <p>等の経営管理について学ぶ。</p> <p>また、事業所運営の基礎は「人材」が要であることを踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務管理・目標管理の導入方法 ・業務評価制度と人事考課 ・雇用管理、労使関係の課題と現況 ・人材育成の為の研修計画 <p>等人事管理の手法について学ぶ。</p> | <p>講義 3 時間</p> |
| <p>サービス展開におけるリスクマネジメント</p> | <p>介護事故は単に個人に対する注意喚起や表面上の処理だけでは減少しない。再発防止の為には組織全体で事故の背景、要因を明らかにして分析し対策を講じることが重要であることから、リスクマネジメントの目的、取り組み方を会得させる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が起こしやすい事故の内容 ・事例を踏まえた苦情対応 ・サービス事業者に求められるリスクマネジメントの目的と内容 ・リスクマネジメントのマニュアルの作成方法 ・事件事例を活用し分析を行いそれらをケアプランに反映させる等リスクマネジメントとケアプランの関係及び反映手法 | <p>講義 3 時間</p> |
| <p>地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）</p> | <p>地域において住民が自立した生活をおくれるよう自立生活支援を目的とした地域福祉の推進を構築するための基礎となる地域援助技術（コミュニティワーク）機能の理解と実践的な技術・手法について学ぶ。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティワークの概念 ・コミュニティワークの機能及び目的 ・コミュニティワークの展開技法 ・主任介護支援専門員とコミュニティワーク ・解決困難な問題事例等を用いて地域診断と不足するフォーマルサービス、インフォーマルサービスの開発普及等について学ぶ。 | <p>講義 3 時間 演習 3 時間</p> |
| <p>対人援助者監督指</p> | <p>人材育成の方法で</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョン（対人援助者監督指 | <p>講義 6 時間</p> |

| | | | |
|--------------|---|---|---------------------|
| 導（スーパービジョン） | あるスーパービジョン（対人援助者監督指導論）の内容を理解し、実践できる技能を身につける。 | 導論）の内容と方法 ・介護支援専門員に対する適切な指導方法 ・個人スーパービジョンとグループスーパービジョンの具体的な技法の理解と向上等を演習、講義を通じて学ぶ。 | 演習 12 時間 |
| 事例研究及び事例指導方法 | 単に事例研究を行うだけでなく、支援困難事例等を含めた事例を各ポイントをわかりやすく指導、説明できる技能を会得する。 | ・事例を用いた指導手法のポイント ・指導における留意点 等を踏まえながら、実際に指導する立場にたって相互に評価するとともに、講師の助言を得ながら指導方法の向上を図る。 | 講義 5 時間 演習 18 時間 |

4．実施上の留意点等

当該研修の研修受講地については、原則として当該年度現在の勤務地の都道府県とする。ただし、やむを得ない事情が認められるときは、受講者が希望する研修受講地の都道府県と連携の上、その便宜を図るものとする。

なお、この取扱いは一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。

介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会

問 実務研修受講試験合格者の実務研修期限は、いつまでか。

【回答】以前の研修要綱においては、試験合格者は、原則として、実務研修受講試験終了後1年以内に研修を受講することとなっていたところであるが、今回の要綱では、特にそのような定めはない。これは、「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究委員会」の報告書を踏まえ、より充実した研修ができるよう見直したところである。したがって、受験者から翌年度以降に受験したいという要望があった場合については、要綱上、受講期間の定めがないことを踏まえて、適切に対応していただきたい。

問 実務従事者基礎研修を受講していなくとも、更新研修・専門研修・主任介護支援専門員研修は受講できるか。

【回答】実務初任者を対象とする基礎研修は、介護支援専門員の実務能力の向上を図る上で、極めて重要と考えている。そのことから、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日 老企発第22号)の第2-3-(12)においても、「指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければならない」とあり、事業所においては、介護支援専門員が基礎研修を受講できるよう配慮する義務があるといえる。したがって、基本的には、実務に携わっている者は全員が、基礎研修を受けているものと考えられる。仮に基礎研修の未受講者から、更新研修・専門研修・主任介護支援専門員研修の受講希望があった場合には、基礎研修の受講が要件となっているわけではないので、受講させて差し支えない。

問 専門研修について、「介護支援専門員現任研修事業の実施について」(平成12年月19日老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知)に基づく基礎研修課程 又は基礎研修課程 を修了している者は、専門研修課程 を修了したとみなすことができる。ここで、当該通知は平成15年改正も含め、3回改正されているがどのように取り扱うのか。

【回答】平成15年改正後における基礎研修課程 又は基礎研修課程 を修了している者のみを、専門研修 を修了したものとみなすことができる。また、平成15年改正後の専門研修課程を修了している者に対する専門研修課程 の課目免除も同様である。

問 更新研修受講者に対して、実務経験の確認はどの程度まで行う必要があるか。

【回答】各都道府県の判断によるが、例えば、「実務経験証明書」の提出を求める方法が考えられる。但し、別の方法で確認が可能であるならば、必ずしも「実務経験証明書」の提出は必要ないものといえる。なお、更新研修以外の研修における実務経験の確認も同様である。

問 受講者数の分散をさせるために、更新研修を前倒して実施することは可能か。

【回答】更新研修の受講対象者は、介護支援専門員証の有効期限が1年以内に満了する者としており、それ以前の研修受講は認められない。ただし、実務経験者に対する更新研修は、専門研修課程で履修した課目と同内容の課目の免除が可能であるので、実務従事者に対しては専門研修という形で更新期限前に実施していくことは可能である。

問 更新研修における介護支援専門員としての実務経験として認められる範囲及び期間については定めがあるか。

【回答】介護支援専門員としての実務経験の範囲は次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労したものである。 居宅介護支援事業所 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 介護保険施設 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 介護予防支援事業者 地域包括支援センター。但し、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められない。また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については、実務経験があると認めて差し支えないものとする。なお、実務経験期間については、特段の定めがないことから、実務経験の多寡を問わず、サービス計画の作成等を行っていれば、「実務経験者」として取り扱って差し支えない。

問 主任介護支援専門員研修の受講対象者における「専任」とはいかなる意味か。

【回答】「専任」とは、常勤専従を指す。したがって、要綱上あるように、管理者以外の職種を兼務している期間は、従事期間に含めることが出来ない。

問 主任介護支援専門員研修の受講対象者について。主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者で、専門研修 及び専門研修 を未受講の者が、後に専門研修 及び専門研修 ことを条件に、主任介護支援専門員研修を受講することは可能か。

【回答】主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者であっても、事前に専門研修 及び専門研修 または更新研修を受講している必要がある。なお、専門研修 の受講要件として、就労後3年以上の者とあるが、主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者については、各都道府県において経験・知識等を考慮の上、受講要件を緩和する等の対応をしても差し支えないものとする。

問 厚生労働省が研修にかかるテキスト等を作成する予定はあるか。

【回答】予定はない。研修に用いる資料等については、各都道府県において、各課目の内容や目的を踏まえご検討いただきたい。

問 研修担当講師自身が、当該研修を受講する必要がある介護支援専門員であった場合、講習の受講免除が認められるか。

【回答】研修における講師は、当然ながら担当課目について、相当の知識を有しているものと考えられる。したがって、講師自身も研修の受講対象者であった場合においては、講師が担当した課目に限って、受講免除を認めても差し支えないと考える。

問 フォローアップや指導者育成のための研修などを国で行う予定があるか。

【回答】今年度においては、指導者研修は予定していない。研修の講師については、各カリキュラムの内容や目的を踏まえ適切に判断されたい。

問 介護保険法第69条の33に基づき、研修実施機関を改めて指定する必要があるか。

【回答】実務研修については、改正介護保険法施行令附則第19条にみなし規定があるため、実務研修実施機関が引き続き研修を行うのであれば改めて指定を行う必要はない。